平成29年第２回玄海町議会定例会会議録

招集年月日	平成29年６月12日（月曜日）					
招集場所	玄海町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成29年６月12日午前10時00分		議長	上田利治君	
	散会	平成29年６月12日午前11時40分		議長	上田利治君	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 ○ 出席 × 欠席 × 不応招 出席 11名 欠席 ０名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	井上正旦君	○	2	山口　定君	○
	3	脇山奉文君	○	4	池田道夫君	○
	5	脇山伸太郎君	○	6	友田国弘君	○
	7	中山昭和君	○	8	古舘義純君	○
	9	欠番		10	岩下孝嗣君	○
	11	藤浦　晧君	○	12	上田利治君	○
会議録署名議員	11番	藤浦　晧君		1番	井上正旦君	
地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名	町長	岸本英雄君		副町長	鬼木茂信君	
	教育長	中島安行君		会計管理者	寺田美由妃君	
	管理統括監	西　立也君		政策統括監	池田正彦君	
	総務課長	中島泰広君		財政企画課長	井上新吾君	
	税務課長	中山昇洋君		住民福祉課長	加納晴美君	
	保健介護課長	山口善正君		産業振興課長	山口清二君	
	まちづくり課長	松本恵一君		生活環境課長	脇山典久君	
	教育課長	中村大輔君				
職務のために議場に出席した者の氏名	事務局長	脇山和彦		議会事務局係長	熊本秀樹	

平成29年第２回玄海町議会定例会議事日程（第１号）

平成29年６月12日　午前10時開会

日程１　会議録署名議員の指名について

日程２　会期の決定について

日程３　議長の諸報告

日程４　町長の行政報告

日程５　議案第25号　専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程６　議案第26号　玄海町農業委員会委員の任命について（木場　善男氏）

日程７　議案第27号　玄海町農業委員会委員の任命について（日高貴智男氏）

日程８　議案第28号　玄海町農業委員会委員の任命について（吉田　憲昭氏）

日程９　議案第29号　玄海町農業委員会委員の任命について（世戸富士夫氏）

日程10　議案第30号　玄海町農業委員会委員の任命について（吉田　　豊氏）

日程11　議案第31号　玄海町農業委員会委員の任命について（中山　敬子氏）

日程12　議案第32号　玄海町農業委員会委員の任命について（岩下　孝嗣氏）

日程13　議案第33号　町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事変更請負契約について

日程14　議案第34号　町道長倉藤平線橋梁上部工工事請負契約について

日程15　議案第35号　佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

日程16　議案第36号　玄海町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第37号　玄海町コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号　玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号　玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号　平成29年度玄海町一般会計補正予算（第１号）

議案第41号　平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

午前10時　開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第２回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案の送付がされておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程１　会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、11番藤浦晧君、１番井上正旦君を指名いたします。

日程２　会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程２．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日６月12日から20日までの９日間とし、本会議を12日、15日及び20日の３日間、予算特別委員会を16日及び19日の２日間、休会を13日、14日及び17日、18日の４日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日６月12日から20日までの９日間とすることに決定いたしました。

日程３　議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程３．議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と本年３月から５月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、５月９日に全国原子力発電所所在市町村協議会総会が東京で開催され、岸本町長とともに出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、５月11日に佐賀県町村議会議長会の議長会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

協議事項として、まず、欠員に伴う役員改選について協議され、５月19日に臨時総会を開催することに決定いたしました。

次に、佐賀県市町総合事務組合の役員選任が行われ、現役員の有田町議会の松尾議長、そして、新役員として玄海町議会から私が選任されました。

次に、公益財団法人佐賀県市町村振興協会評議員の選任が行われ、新評議員につきましても私が選任をされました。

また、平成29年度町村議会議長・副議長研修会及び地方自治法施行70周年事業など、今後計画されている全国議長会等主催の行事予定の報告が行われました。

次に、５月19日に佐賀県町村議会議長会の臨時総会が佐賀市で開催され、出席いたしました。

議事として、役員の選挙が実施され、会長に有田町議会の松尾議長が再任、副会長に私が新任されました。同じく副会長に太良町議会の坂口議長が新任、監事に吉野ヶ里町議会の伊東議長が再任、同じく監事に大町町議会の永尾議長が新任されました。

次に、５月29日に平成29年度国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、５月31日から６月１日までの２日間にわたり、平成29年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、古舘副議長と出席いたしました。

研修会は、飯田徳昭全国町村議会議長会会長の開講挨拶で始まり、「大震災における自治体と議会の使命」と題し、地方自治総合研究所・今井照主任研修員より講演が行われ、その後に町村議会特別表彰を受賞された北海道浦幌町議会・田村議長が「議会活性化！政策形成マネジメントサイクルと議員のなり手不足の検証～身の丈にあった活性化から一歩一歩前進する議会へ～」と題して、続いて、京都府精華町議会杉浦議長が「精華町での議会活性化の取り組みと期待される議会の姿」と題して発表がなされ、活発な意見交換が行われました。

そして、「議長・副議長のあり方」と題して、新潟県立大学国際地域学部の田口一博准教授より講演がなされたところでございます。

以上をもちまして議長の諸報告を終わります。

日程４　町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程４．町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は平成29年第２回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、３月定例会以降、きょうまでの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、４月５日に佐賀市で佐賀県町村会の町長例会が開催をされ、出席をいたしました。

会議では、平成31年度開催予定の全国高等学校総合文化祭佐賀大会について説明がございました。この大会は文化部門のインターハイと呼ばれ、昭和52年の第１回大会から今年度で41回を数え、平成31年度の第43回大会は佐賀県での初開催ということになります。大会開催に向けた今後のスケジュールの確認が行われました。会場については、県内の文化関連施設、または体育館が予定されており、主会場以外にも練習会場や研修会場が必要とのことで、市町に対し、施設使用について協力要請がありました。

次に、４月８日に内閣府の山本公一原子力防災担当相が九州電力玄海原子力発電所３、４号機の再稼働に関し、重大事故への対策状況を確認するため、特別養護老人ホーム玄海園を視察されましたので、同行をいたしました。山本原子力防災担当相は視察後、放射線に対する機密性は高いと防護対策に対する評価を述べられ、避難道路整備の重要性についても述べられました。

次に、４月11日、12日に東京国際フォーラムにおいて、日本原子力産業協会の第50回原産

年次大会2017が開催をされ、出席をいたしました。「いま、過去を未来へ結ぶ」をテーマに、国内外から多くの関係者の参加を得て開催され、エネルギーや原子力開発利用上の重要な問題についての意見交換や討論が行われました。

事故から約６年が経過し、長期的な取り組みが必要とされる福島第一原子力発電所の廃止措置状況や福島の現状を理解するとともに、欧州での再生エネルギー賦課金制度の課題や若手が語る原子力に対する夢や希望から、今後のエネルギー政策、特に原子力政策への期待が込められた会議となりました。

次に、４月20日に東京で全国原子力発電所所在市町村協議会の役員会が開催をされ、出席をいたしました。

役員会では、５月９日に開催される予定の同協議会総会に提案する議案について協議を行いました。また、毎年開催をされている地方役員会が、昨年度、玄海町で開催予定でしたが、台風の影響により中止となりましたので、本年10月30日、31日の２日間、玄海町で開催されることが決定いたしております。

次に、４月25日に呼子町、尾ノ上Ｒｙｏｋａｎにおいて、平成29年度第12回唐津上場商工会女性部通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成28年度事業報告並びに決算報告、平成29年度事業計画案並びに予算案の２議案が審議をされ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、地域における女性の特徴を生かし、商工会事業に積極的に参加をし、地域商工業の振興、発展に寄与するとともに、社会的使命の一部を女性が担うという商工会の補完的役割を果たすため、組織の活性化、講習会、研修会の開催、環境問題への取り組みやおもてなし交流事業への取り組みなど、重点事業を中心に事業活動を展開していくことなどが報告されました。

次に、４月26日に佐賀市、アバンセにおいて、平成28年度佐賀県漁港漁場協会第３回理事会が開催をされ、出席をいたしました。

これは平成29年２月に坂井俊之氏が唐津市長を退任されたことに伴い、佐賀県漁港漁場協会長を辞任され、会長職が不在の状態であったため、理事の互選によって会長を決定するため開催されたものでございます。会長には副会長であった秀島敏行佐賀市長が選任をされ、新たに江里口秀次小城市長が副会長に選任されました。

次に、４月27日に唐津市、ＪＡからつ本所において、平成29年度第12回ＪＡからつ肥育牛

部会通常総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成28年度事業報告並びに決算報告、平成29年度事業計画案並びに予算案など４議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

肥育牛農家を取り巻く環境は決して楽観できるものではなく、多くの産地が高齢化及び後継者不足という問題を抱えており、また、肥育素牛の生産は今後も減る一方だと考えられています。このような中、海外の牛肉需要の急激な伸びが見込まれ、さらに生産をしっかりとしていく必要があることから、経営の維持発展と消費者に安全・安心で価値ある豊かな食を提供することを使命として肥育経営を行うという平成29年度方針が示されました。

次に、５月９日に東京において、全国原子力発電所所在市町村協議会総会が行われ、上田議長とともに出席をいたしました。

第１部の議案審議では、平成28年度の事業報告及び収支決算報告並びに平成29年度の事業計画案及び予算案並びに国への要請書について、原案どおり承認がされたところでございます。

続いて第２部では、原子力発電などに関する要請のほか、経済産業省、文部科学省、復興庁、内閣府、原子力規制庁と意見交換を行いました。各自治体からの主な意見は、原子力防災対策への早急かつ積極的な支援、原子力政策に対する国の積極的な姿勢による国民への説明と人材育成、核燃料サイクルの推進について発言があり、関係省庁から答弁がなされたところでございます。

次に、５月11日に佐賀市で平成29年度第１回佐賀県漁業信用基金協会理事会が開催をされ、出席をいたしました。

平成29年６月15日開催予定の平成29年度通常総会の議題である平成29年度事業計画案等について協議をいたしました。

また、全国漁業信用基金協会との合併に向けた協議への参加について、全国の協会のほとんどが２次合併に参加予定であり、財務基盤のスケールメリットが十分期待できるなどのことから、佐賀県協会としても２次合併の協議に参加したいとの提案があり、理事会で承認されました。

次に、５月29日に国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催をされ、上田議長とともに出席をいたしました。

総会では、まず204号期成会、203号期成会それぞれについて、平成28年度事業報告及び決

算報告、29年度事業計画案及び予算案、計５件ずつ議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されました。

また、平成29年度の提案活動についての協議がなされ、国道204号線につきましては、特に国道204号バイパス、伊万里市瀬戸－黒川間の整備促進、玄海町今村地区の交通安全施設整備事業、歩道設置の促進、唐坊入口－鳩川間の整備促進などについて、また、国道203号につきましては、佐賀唐津道路の全線供用開始に向け、早期整備を図ることを念頭に、特に多久佐賀道路１期及び佐賀道路の整備促進、多久佐賀道路２期について国において整備を実施、唐津－相知間の早期事業化などについて、それぞれ整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択をされたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程５　議案第25号　専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程５．議案第25号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号　専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第３項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年３月31日に公布され、原則として平成29年４月１日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

どうか御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

中山税務課長。

○税務課長（中山昇洋君）

それでは、３月31日に専決処分をさせていただきました玄海町税条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、お配りしております説明資料により説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明資料の１ページをごらんください。

今回、玄海町税条例の一部を改正する条例を制定するに至りました専決処分の理由としましては、先ほど町長から説明がありましたように、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が４月１日から施行されることに伴いまして、同日から一部改正法を条例のほうに適用させる必要がございましたので、町税条例の一部を改正する条例を３月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分をいたしました条例の内容について御説明をいたします。

資料につきましては、税目ごとに改正内容を示しておりますが、説明につきましては本町で現在適用されると思われるものについて説明をしていきたいと思います。

まず、個人住民税でございます。

(2)肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例、これは租税特別措置法に規定されております売却価格が1,000千円未満である肉用牛に該当し、かつその売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内のものというふうに規定をされております。このことについて住民税の所得割については免除するというものでございます。この適用期限の平成30年度を平成33年度まで３年延長するというものでございます。

これは附則第８条に係る改正部分でございます。

次に、固定資産税でございます。

２ページをお願いいたします。

(7)でございまして、耐震改修、熱損失防止改修工事が行われました認定長期優良住宅等に対して固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申請等について定めることとしたというものでございます。

これまで一定の耐震改修、省エネ改修工事が行われた住宅につきましては、固定資産税の税額を減額する特別措置として、耐震改修では１年に限り税額を２分の１に、省エネ改修では１年に限り税額を３分の２に減額しておりましたが、これらの改修工事によって認定長期

優良住宅に該当することとなった場合には１年限り税額を３分の１に減額することとなったため、その申請方法等について条例に規定したものでございます。

これは附則第10条の３に係る改正部分でございます。

次に、軽自動車税でございます。

(1)でございます。軽自動車のグリーン化特例について適用期限を２年延長し、平成31年までとし、平成29年度及び30年度に新車登録したものに限り、それぞれ翌年度分の軽自動車税の税額を軽減することとしたものでございます。

軽自動車税につきましては、環境性能等に応じて税率を軽減するグリーン化特例が平成28年度から導入をされ、燃費性能等の達成基準により75％、50％、25％とそれぞれ軽減をしております。これを燃費性能達成基準を引き上げまして、２年間延長して適用するものでございます。本年度、29年度の軽減対象は50％が30台、25％が36台の適用となっております。

これは附則第16条に係る改正部分でございます。

(2)グリーン化特例の適用を受けた軽自動車税について、自動車製作者等の不正行為に起因して納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該不足納付額を納める義務があるものとするものでございます。

グリーン化特例は燃費性能等に応じまして税額を軽減する制度でございますので、燃費性能が基準に達していなかったものについては軽減を取り消すことになり、納付額が不足いたします。この不足する税額については、不正行為をした自動車の製造メーカーに直接納付義務を課すこととするものでございます。28年度にあっておりまして、これが９件、これにつきましてはメーカーのほうが第三者納付という形で納めております。

この改正は附則第16条の２に係る改正部分でございます。

次に、３ページをお願いいたします。

その他といたしまして、(2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例について適用期限を３年延長することとしたものでございます。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、国、地方公共団体等に対する土地等の譲渡など租税特別措置法第31条の２第２項各号に定められた土地の譲渡について長期譲渡所得に対する税率を軽減する制度でございまして、その適用につきまして３年延長しまして、平成32年度までとするものでございます。

これにつきましては附則第17条の２に係る改正部分でございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成29年４月１日とするものです。ただし、附則第６条の、これは自動車税の種別割合を変更する改正でございますけれども、消費税の引き上げが２年半延期されましたことによりまして平成31年10月１日へ変更することによります改正規定でございますけれども、これは公布の日とし、また、附則第５条の軽自動車税を種別割へ変更させるための改正規定は平成31年10月１日に施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程６　議案第26号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程６．議案第26号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、議案第26号から議案第32号までの以上７議案につきましては、自席での提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

御配慮ありがとうございます。

それでは、議案第26号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は木場善男氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしましては、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案をしているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第26号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程７　議案第27号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程７．議案第27号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第27号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は日高貴智男氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしましては、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第27号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程８　議案第28号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程８．議案第28号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第28号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は吉田憲昭氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしましては、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案をしているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第28号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程９　議案第29号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程９．議案第29号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第29号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は世戸富士夫氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしましては、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第29号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程10　議案第30号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程10．議案第30号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第30号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は吉田豊氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしまして、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案をしているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第30号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程11　議案第31号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程11．議案第31号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第31号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は中山敬子氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしまして、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第31号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程12　議案第32号　玄海町農業委員会委員の任命について

○議長（上田利治君）

日程12．議案第32号　玄海町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、10番岩下孝嗣君の退席を求めます。

（午前10時46分　10番岩下孝嗣君　退席）

○議長（上田利治君）

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第32号　玄海町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を玄海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は■■■■■■■■■■■でございます。

氏名は岩下孝嗣氏でございます。

■■■■■■■■■■■生まれでございます。

提案理由といたしまして、現玄海町農業委員会委員の任期が平成29年７月19日に満了するため、後任者の任命が必要であることから提案しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第32号　玄海町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

10番岩下孝嗣君の復席を求めます。

（午前10時47分　10番岩下孝嗣君　復席）

日程13　議案第33号　町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程13．議案第33号　町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第33号　町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事変更請負契約について提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年４月18日に請負契約締結した町道長倉藤平線橋梁下部工工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成28・29年度佐賀県核燃料サイクル補助金町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、903,281,760円でございます。変更前の契約金額が894,672千円でございましたので、8,609,760円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地１、岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長久保博務氏でございます。

工期につきましては、着工が平成28年４月18日から、成工を平成29年９月29日までとしており、変更前を平成29年７月11日としておりますので、80日間の延長でございます。

支出科目は、一般会計（８款土木費・２項道路橋梁費）でございます。

変更理由の主なものとしましては、今回の工法は鋼殻、これは大型の鋼製型枠を湖底に着底させてから鋼枠内部で沈下掘削を行いながら橋脚基礎を構築するものでございます。その準備段階として、ダム湖底をしゅんせつし整正を行いましたが、多数の転石が含まれており、このままだと着底時及び沈下掘削時に転石が鋼殻刃先部に干渉する可能性が考えられ、その転石除去により鋼殻が移動変位を起こし、橋脚基礎を計画位置へ設置することは困難と判断をいたしました。

このようなことから、対策を検討した結果、鋼殻の位置を固定し、移動変位を解消するため、ガイドぐい設置を増工するものでございます。

また、沈下掘削土にも転石が点在をしておりまして、搬出用アースバケットに積み込めない大きさの転石は小割りをする必要があり、転石小割工を増工するものでございます。

また、対策工法検討に時間を要したことに追加工法に伴う施工期間を加え、工期について精査をいたしましたところ、80日間の不足となることから、あわせて工期延長をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

追加補正ということですけど、転石が存在するのを予想していなかったということですね。

それで、転石小割工、これは「25m3」と書いてあるのは25トンですか。次のページの沈下掘削土に転石が点在しており、搬出用アースバケット、直径96センチ、これに積み込めない大きさの転石を外に出す必要があるので、小割りをするということですね。その下に「転石小割工　25m3」、これは小さい３になるですか。（「済みません、小さい３です」と呼ぶ者あり）

25トンあるということですね、その転石小割りが。積み込めない石がどれぐらいあって、そのまま積み込める石はどれぐらいあるか。もともと転石は予想はしていたんだと思いますけど、大きいのを小割りしなければいけないので手間がかかるんですか、それとも、転石は全くないものとして予想されていたんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

当初、施工位置につきましては、口径66ミリ、６センチ程度のボーリング調査を２カ所行っております。ですから、計画位置の土質の状況等々につきましては、どれぐらいの土質なのかというのは想定をしておりましたが、転石がどれぐらいあるのかというのはボーリング調査でも想定が困難でしたので、実情として想定はしておりません。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

２カ所ボーリングをした。それで、土質は想定していたが、転石は全く想定していなかったということですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

転石がどれぐらいあるのか、ここに影響するのにどれぐらいの立米数あるのかという想定はボーリング調査ではできませんでしたので、立米数の想定はしておりません。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

課長が言うように、ボーリング調査で転石がどれぐらいあるかというのを当てるのは難しいでしょう。転石がなくて、そのまま土砂で岩盤まで届けば簡単だったでしょうけど、私が言いたいのは、工事をするに当たって、余りにも追加工事、追加補正が多いんですね。ほかの工事に関しても、一般的に。これはよその自治体、県でも唐津市でも聞いてみますと余りないようなんですよ。玄海町のほうが特に多いというような気がするんですよね。

それで、初めにどれぐらいの工事費を予定していたか、そして、追加補正をしますよね、追加工事を。それで、この後、また上部工の請負もあり、その後は舗装があると思います。どれぐらいで仕上がるものか、最初の予測とどれぐらい誤差があるものか、その辺は答えられますか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

当初、この事業計画につきましては、22年度から事業を行うということで計画をしておりましたが、途中に橋梁があるということで、橋梁計画につきましては、延長がはっきりしませんと金額に大きく差があるということで、当初は道路改良工事の部分だけを想定しておりました。橋梁工事につきましては、25年度に実施設計を行い、26年３月に当初予算を組ませていただきました。このときの橋梁の総事業費が1,534,000千円を想定しておりました。当時の同一時期の道路改良につきましては、総事業費を1,304,000千円ということで想定をしておりましたので、総事業費といたしましては、26年３月では2,838,000千円を想定しておりました。

今回、変更と上部工の契約額、これで改良工事が若干残りますが、今現在で総事業費といたしましては3,480,000千円程度になるというふうに想定をしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

当初、2,838,000千円を予定していた。それが34億円になるということですか。これは諸

般の事情ということでしょうけど、物価の値上がりによるものか、人件費の高騰によるものか。最初と６億円も違うということになれば、何割違いますか。３割ぐらい違いますよね。何十％違うんですか。

だから、最初の積算をよく煮詰めておいて、ある程度の――22年度からですから、七、八年なってくると、それぞれ世の中の変化もあるでしょうけど、それにまた震災やら加わって人手不足もあったということもありましょうけど、その辺の当初のもくろみといいますか、積算をもっと厳しくしていかなければ、これから先の事業もなかなかやれないんじゃないかなと思うんですよ。

玄海町は財政が豊かだというふうな言い方もいつもされますけど、そのために原子力発電所を誘致しているんだというような変な見方ですね。ここでは直接関係ありませんけど、私たちは日本のエネルギーを確保するために原子力発電所があるんだというふうに思って、町長もそれを推進しているんだと思いますが、ある新聞なんかでは、この前、早速、玄海町は交付金をもらうために原発をしているんだというような書き方にも見えるんですよね、ああいう新聞を見ると。だから、こういう事業をするのにおいても、20億円から30億円以上になってくるというと、学校でも50億円いった。やはり慎重に、余りに最初の想定と違わないような計算を、精査をしてほしいと思うんですけど、町長いかがですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員さん御指摘いただいたことは確かにもっともなことだというふうに私も思っておりますが、ひとつ言いわけがましくなるかもしれませんけれども、橋脚工がわずか二、三年の間に単価上昇が58％という非常に大きな上昇をいたしております。それから、もちろん労務単価もこの２年間で11％上がっております。それから、それ以外の部分についても、経費的な部分も全て７％から10％上昇するという、現状が全ての単価について影響しているということは御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの転石の問題などに関しては、ダム工事をやっているわけですから、そのときのことをしっかりと私どもも最終確認をしてやるべきだったと、これは十分に私どもの責任と、それから、コンサルと設計事務所としっかりととり合わせをもう一度反省しながらやらせていただいて、今、議員御指摘をいただいたようなことが今後ないように努力をさせていただきますので、御理解をい

ただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

そういうふうな理由は大体理解はします。しかし、前の３月にもあったように、追加補正工事が多い。だから、そういうことをしっかり設計をする上で設計業者とも詰めた考えをして、なるべく最初の目的と金額が違わないように、余り違わせなくて目的が達成できるようにしてほしいというふうに考えています。

○議長（上田利治君）

藤浦晧君。

○11番（藤浦　晧君）

この請け負い方の問題ですね。９億円以上の事業費をここに計上しているわけなんですけれども、こういう場合に企業体を組めば、競争入札などはしないでもこういう形でとれるということですね。ですから、それはあくまで法的な根拠があろうと思うんですね。そこのところがわからない。私たちは全く素人ですから、その辺をわかるように説明してもらいたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんがおっしゃっていただいたのは入札過程の話かと思いますけれども、私どもはこの件については、総合評価方式という方式で実は入札をやらせていただいております。これは今、世の中の、日本の政府の進め方が総合評価を少しでも取り入れていこうというのが、佐賀県も全く同じでございますが、そういう形で取り入れを進めている状況にございます。そんな中で、経費がなるべく少なく済んで、今、藤浦議員さんがおっしゃったのとは逆ですけれども、経費がなるべくかからないように、そして、きれいな工事で安全なでき上がりをつくれるものをするためには、総合評価をして、最初から条件づけをしたほうがいいのではないかという考え方が一方にあるのかというふうに私は思います。安ければいいということで、単純に入札をして安いところをとらせるということではなくて、その品質、それから安全性、いろんなものを加味した上での評価の対象にして、それをポイントであらわ

して入札をするというのが一つの今の時代の流れかというふうに我々も思っておりますし、今後もそういった方向で――もちろん私どももそれを決めたわけではありませんが、検討しながら、今、藤浦議員御指摘をいただいたように、少しでも経費がかからず、しかも、いい品物がつくれる努力は続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦晧君。

○11番（藤浦　晧君）

総合評価方式を取り入れてやっているということなんですね。その総合評価はどこでされているのかですね。ちゃんとした委員会、それだけの技術などにもかなり詳しい方たちも入っておられるんだろうと思いますけれども、それは庁内でやっているわけなんですか。どこか別に特別なそういう機関があって、そういうところの評価を受けてやっているのかどうか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

総合評価落札方式を採用する場合に、審査につきましては、玄海町の技術評価委員会設置要綱というものをつくっております。この中で、庁内の委員も入りますが、専門の外部委員さん２名を委員に任命いたしまして、専門的な学識経験者２名に委任しております。この中で審議をしていただいて、内容等の検討をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦晧君。

○11番（藤浦　晧君）

なかなかすきっとわかりにくいわけなんですね。こういう金絡みの仕事というのは、やっぱり利害関係が伴うということも一応頭に置いておかなければいけないと思うんですよね。それが本当にそういう形で機能するのであればいいわけなんですけれども、やっぱりそういう専門的な評価機関というものを正式な形で、郡内か、あるいは唐津市を含めたところでそういうものをつくって、そういうところからの評価を受けていくというような形でするのが

客観性があると私は思うんですけれども、今後そういう点について検討される考えはないかどうか、伺います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、まちづくり課長が答弁してくれましたように、外部の委員さん、大学の先生とか専門家を入れて実際には協議をさせていただいております。今、御指摘をいただいたようなことで、さらに中身の精度を高めるような、そんな委員会をしっかりと私どもとしては考えていきたいと思っておりますし、総合評価制度はある意味、県の職員さんにも参加をいただいてやっていくという方法も一つの方法かなということも考えておりました。ですから、今後は十分にそこら辺も検討しながら、精査した形で、ポイントで入札をするということがままふえてくるのではないかというふうに思っておりますが、十分な精査をさせていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦晧君。

○11番（藤浦　晧君）

将来的にはそういう方向で取り組んでいくべきじゃないかというふうに思いますね。やっぱり誰が見ても、誰がそういうことを聞いても、なるほど、それだったらいいだろうというような、そこまでやっぱりつくり上げていくべきだと思うんですね。単純にここが有利だからここにやろうかとか、それだけの問題じゃ、これからのこういう予算の使い方、やっぱり９億円といえば玄海町の事業にしては大きいほうなんですから、そういう点も考慮して、しっかりした形で審査をしていただきたい、そういう体制をとっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号　町道長倉藤平線橋梁下部工（Ｐ１橋脚）工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程14　議案第34号　町道長倉藤平線橋梁上部工工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程14．議案第34号　町道長倉藤平線橋梁上部工工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第34号　町道長倉藤平線橋梁上部工工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年５月22日条件つき一般競争入札に付した町道長倉藤平線橋梁上部工工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成29年・30年度電源立地地域対策交付金事業町道長倉藤平線橋梁上部工工事でございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は、926,640千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市八幡小路１番10号、松尾・岡本特定建設工事共同企業体、代表者、松尾建設株式会社佐賀支店、執行役員支店長村岡祐吉氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成31年３月４日までとしております。

支出科目は、一般会計（８款土木費・２項道路橋梁費）でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して次のとおり計２者の入札参加申請がありました。会社名としましては、松尾・岡本特定建設工事共同企業体、それから、２つ目が富士ピー・エス・峰組特定建設工事共同企業体の計２者でございました。

今回は総合評価による入札であり、最高成績は136.363でございました。

なお、予定価格に対する落札率は93.74％でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

今回、橋梁ですので、とり抜け方式という形で下部工の業者を外したところでの入札になったものか。

それと、下部と上部と違う会社で工事をやっても、その点について何ら問題ないものか。例えば、よく航空機事故とか、ロケットとか、ＮＡＳＡとかいうのは、ほとんどがメーカーとメーカーとのつなぎ合わせのところでの故障で事故に至ったというのをテレビなんかで見ておりますので、その点について何ら問題ないんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回の工事につきましては、橋梁工事につきましては、以前からお話ししているように、とり抜け方式ということでやらせていただいております。

それと、設計書につきましては、下部工、上部工、全体的な設計がありますので、その基準のとおりに下部工を施工していただく。それを上部工に合わせるということで、問題はないというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

それから、工期、着工が契約締結の日から、今回議会で通ればすぐ締結されると思うんですが、実際、下部工が今回80日おくれているわけですね。そうなった場合、内容的にちょっ

とわかりませんけれども、契約締結して、今の下部工が建設途中で上部工もそのままされるものか、それとも、下部工が終わるまでそれができないものか、その辺の工期はどんなふうになっているんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

おっしゃられるように、下部工につきましては９月までということで工期を延長させていただいております。上部工につきましては、契約締結の日から事前の準備をさせていただいて、下部工が終わり次第、現地に入られるようにということで事前の準備をしておりますので、工期については何ら問題ないと。ですから、下部工が終わるまでは上部工の準備期間ということで捉えさせていただいております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

下部工が終わるまで上部工は準備ということです。先ほど町長答弁にもありましたように、期間が延びれば物価上昇もあるし、工賃ですね、労務費なんかも上がるわけですが、それでいいんですかね。また同様に、今度、成工日が31年３月４日ですよね。そうなると、そういった懸念もまた議会のほうに上がってくる可能性があるんじゃないかなと思っております。その点についてどんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さんが御指摘をいただいたことが全く可能性としてゼロとは申し上げませんけれども、今回、こういう形で締結をして、準備の期間を置いて、しっかりとした工事をしていく、それから、総合評価で評価をしておりますので、その範囲の中でしっかりと変更がないように進めていただけるよう、我々としても話を進めていきたいと思っておりますし、上部工については現場で打ちますから、そのための期間というのはどうしても必要になります。ですから、そういう意味では工期をそこまでとらないと、どうしても現場打ちをそのまま上に乗せるという形になるというふうに思っておりますので、その部分の中で、最初の設

計から大きく変更すること、今回のように基礎部分で石が出てきたとか、そういった違った要素が入ってくることはなかなかありませんので、極力変更なしで進めさせていただくよう、我々としては努力をしていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

それでは、成工が３月４日ということになっておりますが、実際、開通がいつぐらいになるものか。もともと橋梁をする前は27年度に完了予定だったと思うんですよね。そして、橋梁とかもするようになって、ちょっと私が自分のメモの中に入れている分ですけれども、もちろん橋梁も入れて28億円程度というのが、先ほど言われたように、34億幾らになっていますけれども、近年からして大体開通時期がいつごろになるものか。３月４日ですから、それからすぐ開通になるものか、その点について答弁してください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

橋梁上部工につきましては、今回、工期を出させていただいている31年３月４日までということですが、まだ取りつけ部分とか若干の工事が残ります。これを31年３月いっぱいには事業を完了したいということで今現在は計画をしております。

ですから、その完了が３月末の予定ですので、それ以降、４月以降の開通というふうに考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

その取りつけ道路というのは、橋梁と今の道路の取りつけ部分というふうに理解したらいいんですね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

上部工の前後、道路改良で前後の部分については上部工が終わるまでできませんし、起点

側は大型の通行があるということで仮舗装をしております。その辺も含めまして全体的な工事の完了を31年３月末ということで今想定をさせていただいているところです。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

ということは、実質的に開通は32年度というふうに……（発言する者あり）ああ、そうか。４月だから、31年度の４月ぐらいに開通するということですね。済みません、わかりました。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号　町道長倉藤平線橋梁上部工工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程15　議案第35号　佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

○議長（上田利治君）

日程15．議案第35号　佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第35号　佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第１項の規定により、平成29年８月１日から新たに神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、同組合規約の変更協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明をさせます。

どうか御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

中島総務課長。

○総務課長（中島泰広君）

それでは、佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について御説明を申し上げます。

まず、佐賀県市町総合事務組合につきまして簡単に御説明を申し上げます。

現在、佐賀県内の市町10市10町、一部事務組合21組合、広域連合２連合の計43団体で、地方自治法の規定に基づきまして事務組合を組織し、６つの事業について共同で事務を行っております。今回、共同事務事業のうちの一つであります議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理につきまして、新たに神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を参加させるため、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となっております。

規約の変更を行うためには、地方自治法の規定に基づきまして関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますため、本町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

議案２ページの新旧条文対照表に従いまして御説明をさせていただきますので、お開きください。

右が現行、左が変更案となっております。変更箇所にはアンダーラインを引いております。

まず、別表第１でございますが、これが先ほど申し上げました組合を組織します地方公共団体でございまして、現在は43団体ございます。この43団体の最後、「天山地区共同環境組合」、これの後に新たに「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を追加するものでございます。

次に、別表第２の第３条第７号に関する事務、これが先ほど申し上げました議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務

でございます。

３ページをお願いしたいと思います。

この事務に関しまして、「天山地区共同環境組合」の後に新たに「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を加える変更を行うものでございます。

改正箇所に関しましては以上２カ所でございます。

１ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日を規定いたしております。施行日につきましては、地方自治法第286条第１項の規定による知事の許可のあった日としております。これは組合を構成します関係地方公共団体の議会の議決が出そろいました後に知事が許可をすることになっておりまして、具体的には本年８月１日が予定をされております。

以上、御説明申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号　佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程16　議案第36号　玄海町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第37号　玄海町コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号　玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号　玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号　平成29年度玄海町一般会計補正予算（第１号）

議案第41号　平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（上田利治君）

日程16．議案第36号　玄海町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから議案第41号　平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）までの以上６件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

条例の新規制定が１件、条例の一部改正が３件、平成29年度会計の補正予算が２件、合わせて６件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思います。

まず、議案第36号　玄海町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてにつきまして御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月５日に施行されたことに伴い、行政手続等のオンライン化、またはオンライン上での情報開示請求に対応するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第37号　玄海町コミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定については、玄海町コミュニティバスの運行について、町民の福祉向上のために減免の範囲を町民全体に拡大し、運行管理の簡素化のために使用料である運賃について、１回定額制とするものでございます。

次に、議案第38号　玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について御説明を申し上げます。

玄海町特別職報酬等審議会の答申に従いまして、玄海町議会議員の報酬月額を改正するものでございます。

次に、議案第39号　玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、議案第38号と同じく玄海町特別職報酬等審議会の答申に従いまして、町長、副町長及び教育長の給料月額を改正するものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第40号　平成29年度玄海町一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,739,000千円とするものでございます。

歳入補正予算としましては、１款町税、２項固定資産税の現年課税分52,896千円の減額、この主な要因は、償却資産に係る総務大臣配分の課税標準となるべき価格決定がなされたことに伴い、固定資産税の課税額が確定をし、課税評価額の減少が想定の５％を上回り、約８％減となったことによるものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、１項分担金、２目災害復旧費分担金の農林水産施設災害復旧費分担金の1,725千円の増額は、本年４月17日に発生をした豪雨により農地農業用施設が被災をしたため、この災害復旧事業に要する受益者からの分担金でございます。

次に、14款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金、４節の沿岸漁業振興特別対策事業費補助金の1,396千円の増額は、仮屋及び外津両漁業協同組合が実施する給油操作設備更新に係る県補助金を予算計上するものでございます。

また、７目災害復旧費県補助金の農林水産施設災害復旧費補助金2,947千円の増額は、災害復旧費分担金と同様に、本年４月17日に発生をした豪雨により被災をした農地農業用施設の災害復旧事業に係る県補助金を補正するものでございます。

次に、17款繰入金、２項基金繰入金の財政調整基金繰入金77,828千円の増額は、今回の補正財源の調整によりまして補正するものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものといたしましては、６款農林水産業費、１項農業費、８目土地改良費の農業基盤整備促進事業補助金1,962千円の増額は、上場土地改良事業における施設整備の補助金を予算措置するものでございます。

次に、６款農林水産業費、３項水産業費、２目水産業振興費の沿岸漁業振興特別対策事業2,792千円の増額は、歳入でも御説明いたしましたが、仮屋及び外津漁業協同組合の漁船用

給油操作設備の更新に伴う補助金の予算措置でございます。

また、同項３目漁港管理費、仮屋漁港漁船避難係留施設整備事業12,173千円は、施工内容の検討により増額補正するものでございます。

次に、11款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、１目農地農業用施設災害復旧費5,530千円の増額は、歳入予算にもありましたとおり、本年４月17日に発生をしました豪雨によって農地農業用施設の復旧事業費を補正するものでございます。

なお、継続費補正は仮屋漁港漁船避難係留施設整備事業の増額補正に伴い、年割り額の補正を行うものでございます。

ここで繰越費の説明を申し上げます。

内訳につきましては、皆様のお手元に議案とともに一枚物の資料を配付させていただいております。

最初に、平成28年度玄海町一般会計継続費繰越でございます。

８款土木費、３項河川費の内水対策事業につきまして平成29年度に繰り越しておりますので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、御報告を申し上げます。

次に、平成28年度玄海町一般会計繰越明許費でございます。

内訳は、情報通信基盤整備運用経費、業務システム整備運用経費、庁内情報利用環境整備運用経費、臨時福祉給付金支給費、これは経済対策分でありますが、この４事業につきまして平成29年度に繰り越しておりますので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、御報告を申し上げます。

最後に、議案第41号　平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を72,227千円とするものでございます。

歳出補正予算の主なものといたしましては、３款諸支出金、１項償還金及び還付金、１目後期高齢者医療保険料還付金及び還付加算金496千円の増額は、所得更正等による被保険者への保険料還付金を補正するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと

思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号　玄海町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから議案第41号　平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）までの以上６件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時40分　散会